

ID: 3023

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	指定証の交付		
法令名 根拠条項	母体保護法施行令 第1条第1項		
法令番号	昭和24年政令第16号		
<p>【基準】</p> <p>政令第1条第1項の規定による。</p> <p>第1条 都道府県知事は、母体保護法(以下「法」という。)第15条第1項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者(以下「被指定者」という。)に交付しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日